

## チクングニア熱の検疫感染症への追加 (検疫法第2条の追加関係)

1. 検疫の対象となる感染症（＝検疫感染症）の範囲については、「国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止することを前提に、水際対策と国内の感染症対策との連携等を踏まえつつ定めている。

2. チクングニア熱については、これまで我が国には見られなかったところであるが、近年、海外旅行等でアジア諸国を訪れた際に現地で感染するなどして、国外から侵入している実態があり、国内の感染症対策において問題となっている。チクングニア熱は、蚊を介して感染するものであり、人から人に伝染するものではないため、隔離及び停留の措置を講ずる必要はないが、当該感染者が国内に増えていくと、蚊の媒介により人から人に伝染し、国内に常在化するおそれがある。

また、平成15年改正では、当時、デング熱及びマラリアなど、これまで我が国には見られなかった感染症が国外から侵入している傾向があり、当該患者が国内に増えていくと、蚊の媒介によって人から人へ伝染し、国内に常在化するおそれがあることから、検疫感染症に追加したところである。

こうしたことを踏まえ、チクングニア熱についても、チクングニア熱の病原体が国内に侵入するのを防止するため、水際において医師による診察及び病原体の有無の検査を行うとともに、患者等を見つけた場合に汚染された場所の消毒等の措置を講ずることができるようにする必要があることから、チクングニア熱を検疫法第2条第3号の政令で定める検疫感染症として定める必要がある。

(注1) 日本におけるチクングニア熱の発生状況（国内への侵入状況）

年次	報告数	死亡数
2006年	2	—
2008年	3	—
2009年	10	—
2010年（9月末現在）	3	—

(注2) これまで、チクングニア熱の原因となるチクングニアウイルスはネッタイシマカが媒介動物として考えられてきたが、近年の研究では、日本にも広く分布しているヒトスジシマカが媒介動物としての役割を果たしているとの報告がある。

◎ 検疫法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（抄）

（検疫感染症）

第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する一類感染症
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 三 前二号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に關する検査が必要なものとして政令で定めるもの

（質問）

第十二条 検疫所長は、船舶等に乗つてきた者及び水先人その他船舶等が来港した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

（診察及び検査）

第十三条 検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要がある、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つてはその解剖の目的が殆ど達せられないことが明らかであるときは、遺族の諾否を受けることを要しない。

（停留）

第十六条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるも

のにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定め、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

3 前二項の期間は、第二条第一号に掲げる感染症のうちペストについては百四十四時間を超えてはならず、ペスト以外の同号又は同条第二号に掲げる感染症については五百四時間を超えない期間であつて当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間を超えてはならない。

4 検疫所長は、第一項又は第二項の措置をとつた場合において、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。

5 第一項又は第二項の委託を受けた病院又は診療所の管理者は、第十四条第一項第二号の規定により停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、検疫所長にその旨を通知しなければならない。

6 第十四条第一項第二号の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。

7 検疫所長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

(申請による検査等)

第二十六条 検疫所長は、船舶又は航空機の所有者又は長が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、当該船舶若しくは航空機に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査、消毒、若しくはねずみ族若しくは虫類の駆除、その乗組員等に対する診察若しくは予防接種、又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

2 検疫所長は、外国に行こうとする者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、検疫感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

3 検疫所長は、貨物を輸出しようとする者が、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、輸出しようとする貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査、消毒若しくは虫類の駆除又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。別表第二において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）及びマラリアとする。

（手数料）

第二条 法第二十六条に規定する手数料の額は、別表第二の通りとする。

別表第二（第二条関係）

(略)	区	分	手数料の額
人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査	(略)	(略)	(略)
	エボラ出血熱	一件につき	二、九〇〇円
	クリミア・コンゴ出血熱	一件につき	二、九〇〇円
	痘そう	一件につき	二、九〇〇円
	南米出血熱	一件につき	二、九〇〇円
	ペスト	一件につき	八、七〇〇円
	マールブルグ病	一件につき	二、九〇〇円
	ラッサ熱	一件につき	二、九〇〇円
	新型インフルエンザ等感染症	一件につき	三、五〇〇円
	デング熱	一件につき	二、四〇〇円
	鳥インフルエンザ（H5N1）	一件につき	三、五〇〇円
マラリア	一件につき	一、八〇〇円	
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）（抄）

（仮検疫済証の様式等）

第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四とする。

2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。

一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間

二 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百四十時間

三 デング熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間

四 マラリアの病原体に感染したおそれのある者があるときは、六百七十二時間

五 検疫を行うに当たり、船舶又は航空機について検疫感染症の病原体の有無に関する検査がなお継続中であるときは、当該検査の結果が判明するまでの時間